

# 第3期さいたま市史編さん事業計画

(令和3年度～令和5年度)

令和3年3月

さいたま市

# 目 次

1	事業計画策定の目的と期間	.....	P 1
2	事業目標	.....	P 1
3	年度別事業概要	.....	P 5
4	事業計画の進行管理	.....	P 5

## 1 事業計画策定の目的と期間

さいたま市史編さん事業計画は、「さいたま市史編さん基本方針（平成25年12月策定、以下、「基本方針」という。）に基づき、中期計画として策定された「第2期さいたま市史編さん基本計画」（令和3年3月策定、以下、「第2期基本計画」という。）に掲げる達成すべき目標の実現に向けて、市史編さん事業の短期計画として事業目標を掲げ、具体的な取り組み内容を明らかにするものです。

第3期の計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とし、以降における事業目標及び取り組み内容については、次期（第4期）事業計画の策定において明らかにしてまいります。

## 2 事業目標

第2期基本計画に基づき、本計画期間（令和3年度から令和5年度）に取り組むべき事項として、次の事業目標を掲げます。

### 基本計画 目標1 「さいたま市への関心と愛着」を育む市史編さん事業の推進

#### （1）市史等の刊行

さいたま市を一つの地域とした視点と学術的成果を踏まえ、地域の歴史や特性を明らかにし、市民の目線に立った分かりやすく読みやすい市史を刊行します。

- 別編 民俗編1及び2の刊行
- 通史編（原始・古代）1の刊行
- アーカイブズセンター紀要の刊行

#### （2）講演会等の開催

市史の研究成果を踏まえ、講演会等を開催します。

- 講演会等の開催

#### （3）レファレンスの迅速化

市民等からの問い合わせについては地域の歴史から歴史資料そのものへの問い合わせなど幅広い。こうした問い合わせについて調査・回答した結果を一覧化することで、より早く適切な対応を可能とします。

- 回答集の作成・一覧化

## 基本計画 目標2 歴史資料の次世代への継承と活用(公文書館機能の整備)

### (1) 歴史資料(歴史行政文書を除く)の収集・整理・保存・活用

後世に貴重な歴史資料を継承するため、収集・整理・保存を行うとともに、市史刊行事業等に活用します。

- 歴史資料の収集・整理・保存の推進
- 必要に応じて民間団体、企業等が発行する記念誌、広報誌、雑誌等の歴史的価値ある刊行物を収集・整理・保存し、市史刊行事業や市民等への閲覧・公開のために活用

### (2) 歴史行政文書の収集基準と整理・保存・活用方法の確立

保存期間が満了した行政文書(公文書)の中から歴史的・文化的価値を有するもの(以下、「歴史行政文書」という。)を収集・整理・保存していますが、市史刊行事業や市民等への閲覧・公開のため収集基準や整理・保存・活用方法を確立します。

- 歴史行政文書の収集基準の見直し、改定
- 収集された歴史行政文書の整理・保存・活用方法の確立

### (3) 公文書館機能の整備に向けた歴史資料の整理・保存・活用方法の構築

歴史資料は諸家文書、行政文書、行政資料(市等の刊行物)、新聞資料(新聞記事)、電磁的記録、マイクロフィルム、写真ネガ・紙焼き等様々な媒体とその発行主体や所有形態並びに史料自体の形態等が異なっています。そのため、公文書館機能の整備に向けた市民等への閲覧・公開を前提として適切な整理・保存方法の構築を目指します。

- 諸家文書の活用に向けた整理・保存方法の構築
- 行政資料の整理・活用方法の構築
- マイクロフィルムのデジタル化の推進
- 写真資料の整理・保存方法の構築

### (4) 歴史資料の保存スペースの確保

歴史資料の史料的価値(稀少性)、材質、形態、分量などに応じた適切な保存方法について検討し、必要に応じて新たな保存設備の確保に努めてまいります。

- 民間文書保管庫(施設)の活用
- 市有施設での適切な管理・保存方法についての検討

## **(5) 歴史資料のデジタル化**

特に歴史的価値が高い歴史資料から優先的にデジタル化を進め、市史編さん事業や市民等への情報提供に活用します。

- デジタル化する歴史資料の選定と優先順位付け
- 旧市史刊行物のデジタル化の推進
- 市史通史編への活用

## **(6) 市民等への情報提供に向けた公開・閲覧体制の構築**

公開・閲覧開始の準備段階として、体制の在り方を検討します。

- 公開・閲覧体制の検討

# **基本計画 目標3 情報技術の活用による情報発信**

## **(1) アーカイブズセンターギャラリーの充実**

アーカイブズセンターが所有する写真等をデジタル化し、ホームページ上で引き続き公開するとともに、コンテンツを増やします。

- 写真等の所有権等の整理
- コンテンツの充実

## **(2) 歴史資料のデジタルアーカイブの構築**

市民等に対して歴史資料を何時でもどこにいても簡単に閲覧できるようにデジタル化による情報提供のための整備を行います。

- 旧市史刊行物及び歴史資料の公開に向けての課題整理

## **(3) 情報技術の活用方法の構築**

情報技術の進展は著しいため、市民等への最適な情報提供方法について検討してまいります。

- 情報技術による歴史資料の活用方法の検討

## 基本計画 目標4 推進体制の充実

### (1) 専門部会の体制の充実

市史通史編の刊行が本格化する中で、専門部会の調査・分析・執筆にかかわる事業量が多くなっていることから、必要に応じて専門委員・調査員等を補充します。

- 専門部会の人員体制の拡充

### (2) 監修者の設置

市史通史編の刊行に向けて監修者を置き、市史全体の構成や編集の在り方、あるいは個別の巻の編集・校正を着実にを行います。

- 監修者の設置

### (3) (仮称)アーカイブズ部会の設置

市史刊行事業については、専門部会である原始・古代部会、中世部会、近世部会、近代部会、現代部会、民俗部会、自然部会がそれぞれ調査・分析・執筆活動を担っていますが、歴史資料の収集・整理・保存・活用と公文書館機能の整備等についてはこれまで専門部会がありませんでした。そこで、新たに(仮称)アーカイブズ部会を置き、これらの事業を推進してまいります。

- (仮称)アーカイブズ部会の設置
- 歴史資料の公開・閲覧に向けた資料整理・保存等の在り方の検討
- 行政文書の収集基準の見直し、改正

### (4) 編集・校正体制の強化

市民等に分かりやすく親しみやすい市史となるよう編集・校正作業を正確に行うための体制を整備します。

- 事務局内の校正体制の強化

### 3 年度別事業概要

令和3年度	<ul style="list-style-type: none"><li>・別編 民俗編1（神社の信仰・寺の信仰・講）の刊行</li><li>・アーカイブズセンター紀要第6号の刊行</li><li>・歴史資料の収集・整理・保存・活用</li><li>・歴史行政文書の収集基準と整理・保存・活用方法の確立</li><li>・歴史資料のデジタル化の推進</li><li>・監修者の設置</li><li>・（仮称）アーカイブズ部会の設置</li></ul>
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"><li>・通史編 原始・古代1（旧石器・縄文）の刊行</li><li>・アーカイブズセンター紀要第7号の刊行</li><li>・歴史資料の収集・整理・保存・活用</li><li>・歴史行政文書の収集基準と整理・保存・活用方法の確立</li><li>・歴史資料のデジタル化の推進</li></ul>
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"><li>・別編 民俗編2（年中行事・祭り・民俗芸能等）の刊行</li><li>・アーカイブズセンター紀要第8号の刊行</li><li>・歴史資料の収集・整理・保存・活用</li><li>・歴史行政文書の収集基準と整理・保存・活用方法の確立</li><li>・歴史資料のデジタル化の推進</li></ul>

### 4 事業計画の進行管理

事業計画の策定にあたっては、市史編さん審議会の承認を得るとともに、専門部会、連絡調整会議において達成目標の進捗状況を定期的に把握し、検証します。また、次期事業計画の策定に関しては、市史編さん状況や社会経済情勢の変化に対応した見直しを行うものとし、年次別刊行計画についても必要に応じた見直しを図り、市史編さん事業が円滑に推進できるよう進行管理を行います。